

提出締切：2010年5月20日（木）

2009年度採択 研究推進プログラム「若手・スタートアップ」 研究成果報告書

研究代表者	所属機関・職名：法学部 教授 氏 名：渡辺千原
研究課題	法変動と科学 - 科学的証拠の利用からの検討 -

・研究計画の概要

研究の計画について、概要を記入ください。

科学的知見が裁判(司法事実の証明および立法事実の証明)においてどのように利用されたかを検討することを通じて、法や裁判のあり方の変容と、その過程における科学の役割を明らかにする。検討対象としては、医療過誤訴訟・公害薬害訴訟・親子関係不存在訴訟・刑事訴訟での確率的知見をベースとした科学的証拠(確率的証拠・疫学的証拠・DNA鑑定)の利用状況とその評価、憲法訴訟での立法事実論の展開と立法事実の具体的な認定状況について検討し、こうした現代型訴訟における証拠評価と裁判についての考え方、訴訟を通じた法理や政策形成のあり方の現状と課題を明らかにする。

基本的には、これまでの訴訟資料や日米の基礎文献をもとに検討を進めるが、本研究のテーマの一つである「法変動」(とくに、訴訟を通じた政策形成や法形成作用)を実証的に明らかにするには、そうした意図を有する訴訟をリードしている弁護士に対する調査もあわせて行うことが望ましいと考えられるため、文献資料による研究に加えて、弁護士へのインタビュー調査を行う。法や訴訟の戦略的(道具的)利用における科学や専門的知見の活用という論点にも一定の検討を加える。

・研究成果の概要

研究成果について、概要を記入ください。

現在、「法解釈を支える社会的事実について」と題して、アメリカにおける立法事実論と社会科学の利用の展開・日本における法解釈方法論における社会的事実の扱いとその内容について検討を進めており、今年度中に立命館法学に発表予定である。

「裁判における科学鑑定の位置」と題する小稿を岩波書店発行の雑誌『科学』に発表した。(2010年度6月号。近日発売予定)

本ページはホームページに公開いたします。1ページに収めてください。